

水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例の概要

～ 危険行為の罰則強化、飲酒操船等の禁止規定等の追加 ～

条例の目的

(平成7年6月1日施行)

海域等におけるスポーツ又はレクリエーションに伴う水難事故その他の事故を防止し、もって遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

条例改正の背景と必要性

平成7年の制定当時に比べ、海域での安全安心に関心が高まるとともに、船舶の種類の多様化及び性能等の向上、レジャースポーツに対する気運の高まり等が進む中、モラルを欠く一部ユーザーによる死亡事故、遊泳者に対する危険行為等が発生しており、一部自治体及び県議会からも危険行為等に対する厳罰化の要望が挙がり、民間団体を含む関係機関で構成される「兵庫県水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議」において危険行為に対する厳罰化、飲酒操船の規制等を検討すべきとの方向性が示され、条例改正の必要性が生じている。

改正内容 (イメージ)

(令和4年7月1日施行)

1 プレジャーボートの操船に係る禁止行為等 (条例第15条第1項) ※罰則強化等

【現行】

プレジャーボートを推進させる等により海域等利用者に危険を及ぼす行為
→ 20万円以下の罰金



【改正後】

プレジャーボートを疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、海域等利用者に危険を覚えさせるような行為

- (1) 推進機関を用いて推進させる方法による動力船の操船 (以下「動力船の操船」という。) によるもの
→ 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 動力船の操船以外によるもの
→ 50万円以下の罰金

≪1の改正理由≫

- (1) 動力船の操船は、推進機関を用いない帆・人力による操船よりも遊泳者等に対する危険が大きいことから、動力船による危険行為に対して懲役刑を導入する。
- (2) 動力船の操船以外のものについても、他府県条例を参考に50万円以下の罰金に引き上げる。

2 プレジャーボートの酒気帯び操船等の禁止 (条例第16条) ※罰則追加

【現行】

酒酔い操船
→ 罰則なし (遵守事項)



【改正後】

	動力船の操船	動力船の操船以外
酒酔い操船	3月以下の懲役又は 50万円以下の罰金	罰則なし (禁止事項)
薬物影響を伴う操船	50万円以下の罰金	罰則なし (禁止事項)
酒気帯び操船	3月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	規定なし

3 危険防止の措置 (条例第17条) ※新規規定

【現行】

規定なし

【改正後】

- (1) 動力船の呼気検査拒否 → 20万円以下の罰金
- (2) プレジャーボートの危険防止措置

≪2及び3の改正理由≫

- (1) 淡路沖で発生した死亡事故は、飲酒操船の事実が判明しており、取締機関等が把握している以上に飲酒操船が蔓延していると考えられ、その対策が必要である。
- (2) 酒酔い状態等での動力船の操船に罰則を設け、新たに酒気帯び状態での動力船の操船を禁止し罰則を設けるとともに、動力船の呼気検査拒否罪を新設する。